

この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地（連結子法人にあっては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下「納税地等」といいます。）の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算結了、本店又は主たる事務所の所在地の異動、支店・工場等の異動（閉鎖を含みます。）等をした場合に、これを納税地等の所轄税務署長、所管都税事務所長（島しょにおいては支庁長、以下同じです。）及び市町村長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「（法人税 消費税）」には、届け出る税目の口にレ印を付してください。

また、記載方法については下記を参考としてください。

※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」の口にレ印を付して提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。

記

1 提出部数

この届出書は、異動のあった法人の納税地等を所轄等する提出機関（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等を所轄等する提出機関）にそれぞれ1通（国税局調査部所管法人は税務署提出用を2通）提出してください。

2 添付書類

都税事務所長及び市町村長に届け出る場合は、次の書類を提出機関ごとに添付してください。

(1) 届出の事項が登記を要するものである場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）又は登記簿謄本若しくは抄本で、異動事実が確認できる記載のあるもの

（注） 都税事務所長に届け出る場合は、オンライン登記情報提供制度が利用できます。

また、オンライン登記情報提供制度が利用できる市町村もありますので、事前に提出先へ確認してください。

「オンライン登記情報提供制度」（<https://www1.touki.or.jp>）を利用する場合には、「照会番号」欄及び「発行年月日」欄をそれぞれ記載してください。この場合には、登記事項証明書等の添付は不要です。なお、提出先ごとに照会番号が必要となります。

(2) 事業年度の変更等で定款、寄附行為、規則又は規約の変更等を要するものである場合は、その写し

(3) 登記を要しない事項にあっては、変更の事実を証明できる書類の写し

(4) その他参考となる書類

※ 税務署長に届け出る際には、原則として上記の書類を添付する必要はありませんが、異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

3 各欄の記載方法

(1) 「提出区分」欄は、通算親法人、通算親法人となる法人、通算子法人又は通算子法人となる法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。

提出法人が連結法人（連結法人となる法人を含みます。）である場合は、「提出区分」欄の「通算親法人」を「連結親法人」と、「通算子法人」を「連結子法人」と読み替えてレ印を付してください。

(2) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(3) 「送付先・連絡先」欄には、該当する口にレ印を付して当該所在地を記載してください。なお、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の住所を送付先とする場合には当該所在地欄の記載は不要です。

(4) 「事業の種類」欄には、現に営んでいる主な事業の種類を記載してください。

(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金の額を記載し、「資本金等の額」欄には、法人税法施行令第8条に規定する資本金等の額を記載してください。

(7) 「地方税の申告期限の延長の処分（承認）の有無」欄には、新たに支店等を設置した場合に、既に地方税法第72条の25第3項及び第5項（同法第72条の28第2項において準用する場合を含みます。）並びに法人税法第75条の2（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。

(8) 「従業者総数」欄には、従業者の総数を、「市内従業者数」欄には、この届出書を提出する各市町村内の従業者数を記載してください。なお、従業者の数は届出年月日現在で記載し、役員、アルバイト、パートタイマー等を含めてください。

(9) 「異動事項等」欄には、変更・異動した事項を記載してください。

(10) 「異動後」欄には、異動事項が解散の場合、清算人の住所及び氏名を記載してください。

(11) 「異動年月日」欄には、上段に変更・異動の事実が発生した年月日を、下段には登記年月日を記載してください（裏面に続く）

